平成２７年（フ）第２８７号
神奈川県平塚市根坂間183番地　チアフル山口203号
債務者　豊山ジュビィ　バラメーダこと　ＴＯＹＯＹＡＭＡ　ＪＵＢＹ　ＢＡＲＲＡＭＥＤＡ
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８３号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目５番地１　市営住宅Ａ－401号
債務者　三上　芳美
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市野比３丁目１番１－401号
債務者　勝田　悦子
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１１５号
神奈川県横須賀市大津町１丁目21番Ｋ－206号
債務者　皆川　武士
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市大津町１丁目21番Ｋ－206号
債務者　皆川　洋子
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２２号
神奈川県逗子市久木９丁目５番19号
債務者　井口　幹夫
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２９０号
神奈川県小田原市南鴨宮２丁目48番17号　神谷第一ハイツ101号
債務者　並木　照子
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２号
奈良県五條市野原東２丁目５番62号
債務者　竹内　美沙（旧姓川崎）
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１９０号
和歌山市手平出島102－４　コーポホワイト南出島Ｂ棟Ｅ号室、住民票上の住所和歌山市園部1218番地70
債務者　泉谷めぐ美（旧姓水口）
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１８号
愛知県清須市西枇杷島町小田井２丁目１番地11
債務者　佐藤めぐみ
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４５号
名古屋市昭和区明月町２丁目40番地の１　犬飼ハイム202号
債務者　種村　由美
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
大分県佐伯市向島２丁目16番７号
債務者　軸丸多津也
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第６５２７号
東京都世田谷区北烏山３丁目25－17－201
債務者　小原　博史
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６２１号
東京都世田谷区鎌田１丁目11－７－107
債務者　久保　雄介
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４４号
東京都三鷹市上連雀７丁目４－18－101
債務者　青木　香子
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６５３号
東京都板橋区高島平７丁目49－８－302
債務者　今浪　清子
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部